

【調査票提出にあたっての注意事項】

○この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握するためのものです。これにより、1年間を通じて明らかに辞退が認められる場合等には、裁判所にお越しいただくことのないようにします。

○個別の事情(仕事、重要な用事、介護、育児等)により辞退を希望される方については、基本的に、この調査票ではなく、具体的な事件の裁判員候補者となった際に改めて郵送される質問票等でお聞きすることを予定しています。したがって、今回お送りしたこの調査票には、1年間を通じて辞退できる一定の事情(調査票の第1参照)がある場合、又は、裁判員になることが特に難しい特定の月が現時点で既に決まっている場合のみ、事情を記載してください。

○資料を提出される場合には、以下の点にご注意ください。

- ・資料は返却できないため、コピーをご提出ください。
- ・資料にマイナンバーが記載されている場合は、必ずマイナンバー部分を隠してコピーしたものをご提出ください。
- ・コピーはできる限りA4サイズとし、余白に同封のバーコードシールを貼ってください。

【調査票(③ページ、④ページ)記入のためのQ&A】

ア

Q 「学生・生徒」は辞退ができるとのことですが(③ページ第1の5)、学生・生徒とはどのような人のことをいうのですか。

A 大学、大学院、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に在学している方が該当します。  
通信制、夜間通学制は含まれません。

イ

Q 裁判員になることができない職業(③ページ第2)とは、具体的にはどのような職業ですか。

A 次のような職業の方です。

- ・国会議員、国務大臣、都道府県知事、市町村(特別区を含む)長
- ・国の行政機関の一定の幹部職員
- ・司法警察職員としての職務を行う人
- ・国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員(非常勤を除く)
- ・自衛官
- ・裁判官、検察官及びそれらの職にあった人
- ・弁護士、弁護士であった人(外国法事務弁護士を含む)
- ・弁理士、司法書士、公証人
- ・学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は准教授
- ・判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する人
- ・裁判所及び法務省の職員(非常勤を除く)、司法修習生

ウ

Q 辞退を希望する月(④ページ第3)を記入する際の【具体的な事情】には、どのようなことを書けばよいのですか。

A **仕事上の事情** がある方は、

①仕事の内容  
事業(仕事)の業種、自営・お勤めの別、あなたの担当している仕事の内容、その仕事におけるあなたの立場や役割等を具体的に記入してください。

②その月に辞退を希望する理由  
その月が繁忙期である事情(決算期、農繁期等)、他の方に仕事を代わってもらえない事情(少人数、専門性がある、引継困難等)、仕事を休むことによる影響・損害(売上減による損害の発生等)など、辞退を希望する具体的な理由を記入してください。

**重要な用事・予定** がある方は、

①予定時期  
②具体的な内容、事情  
重要な予定の内容(冠婚葬祭、試験、行事等)、他の日時に振り替えられない事情等を具体的に記入してください。

**介護等** を行う必要がある方は、

あなたと介護等を必要とする方との関係、その方の心身の状態、要介護認定等を受けられている場合はその区分、記載した月にあなたが介護等を行う必要がある事情(他に養育を担当していただける方が繁忙である、その月に入院や通院に付き添う予定がある等)等を具体的に記入してください。

**育児** を行う必要がある方は、

あなたと養育を必要とする方との関係、その方の年齢、記載した月にあなたが養育を行う必要がある事情(他に養育を担当していただける方が繁忙である等)等を具体的に記入してください。